

水産業競争力強化緊急事業業務要領（別添２）

○広域浜プラン緊急対策事業のうち収入向上・コスト削減の実証的取組支援

効率的な操業体制の確立支援

（事業実施者）

第１条 本事業の事業実施者は、次の者とする。

（１）浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン（以下「広域浜プラン」という。）を策定した広域水産業再生委員会又は広域漁船漁業構造改革委員会（以下「広域委員会」という。）。

（２）平成 30 年度末までの広域浜プランの策定を目指して広域浜プラン策定調整協議会（以下「調整協議会」という。）が設置される場合は、関連する浜の活力再生プランを策定し当該調整協議会に参加する地域水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）。

ただし、本規定において、広域浜プランの策定を目指し広域委員会が設置されている場合は、「調整協議会」とあるのは「広域委員会」と読み替えるものとする

２ 事業実施者に属する漁業者全員が漁業経営セーフティーネット構築事業実施要領（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 3037 号）第 4 又は第 5 の事業に加入する漁業者とする。

３ 広域委員会又は再生委員会は、本事業の実施に関して、広域委員会又は再生委員会に属し、本事業により効率的な操業体制の確立に取り組む漁業者・養殖業者のグループに対し、指導及び監督を行うものとする。

（事業の実施）

第 2 条 広域委員会又は再生委員会が運用通知第 3 の 9－1 の（３）のアの（イ）の a の（d）の i に定める効率的操業事業実施計画の申請を行う場合は、水漁機構が定める期日までに別記様式第 3－1 号（計画の変更申請にあつては、別記様式第 3－2 号）の効率的操業事業実施計画申請書のほか、次の書類を添えて水漁機構に提出するものとする。

（１）広域委員会又は再生委員会規約（調整協議会に参加している再生委員会は、当該調整協議会の規約も提出するものとする。）

（２）広域委員会又は再生委員会の委員名簿（調整協議会に参加している再生委員会は、当該調整協議会の委員名簿も提出するものとする。）

（３）広域委員会又は再生委員会に属する漁業者全員の氏名及び漁業経営セーフティーネット構築事業実施要領第 4 又は第 5 の事業への加入の状況を記載した名簿

（４）その他水漁機構が必要と認める書類

２ 水漁機構は、１の申請があつた場合は、その内容を確認し、運用通知第 3 の 9－1 の（３）のアの（イ）の a の（d）の ii の規定により、別記様式第 3－3 号より承認を行うものとする。

（事業実施の報告）

第 3 条 事業実施者は、運用通知第 3 の 9－1 の（３）のアの（イ）の a の（d）の iv に定める事業実施の報告について、本事業実施後、水漁機構が定める期日までに別記様式第 3－4 号の実施報告書のほか、積算資料を添えて水漁機構に提出するものとする。

２ 水漁機構は、１の報告があつた場合は、その内容を確認し、運用通知第 3 の 9－1 の（３）のアの（イ）の a の（e）の ii の規定により、別記様式第 3－6 号より確認結果を事業実施者に通知するものとする。

- 3 事業実施者は、運用通知第3の9-1の(3)のアの(イ)のaの(d)のvに定める取組の目標(KPI)達成状況の報告について、事業開始年度から毎年度、目標(KPI)の達成状況を、水漁機構が定める期日までに別記様式第3-5号により水漁機構に提出するものとする(事業開始年度を含め5年以内のいずれかの年度において、取組の目標(KPI)を達成した場合も、事業開始年度を含め5年間は、毎年度ごとに達成状況を本法人に提出するものとする。)。

(助成対象経費)

第4条 運用通知第3の9-1の(3)のアの(イ)のaの(f)の本事業の取組に要する経費は、別表のとおりとする。ただし、広域委員会又は再生委員会は、地域の実態に応じて、本事業の取組に要する経費の単価を変更することができるものとし、別表の単価を超える単価を積算に用いる場合、当該広域委員会又は再生委員会は、根拠を示すとともに水漁機構と協議を行うものとする。

- 2 前項の規定により算定した経費に対する助成金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(助成金の交付額)

第5条 広域委員会又は再生委員会に交付する助成金については、予算の範囲内において、当該広域委員会又は再生委員会に属する漁業経営セーフティーネット構築事業の運用について(平成22年3月30日付け21水漁3038号)第3の1に規定する漁業用燃油特別対策の加入者の燃油購入数量の合計に1リットル当たり7円(広域委員会又は再生委員会に属し本事業の取組を行う漁業者・養殖業者の平均燃油購入数量が50KL以下の場合は、10円)を乗じた金額を別表の「1. 効率的な操業体制の確立に要する経費」の上限とし、これに別表の「2. 効率的操業事業実施計画を実施するに当たり必要とされる運営、会議の開催及び実施状況の確認に要する経費」を加えた額の範囲内で交付する。

- 2 1の燃油購入数量の算定方法については、水漁機構が別に定めるものとする。

- 3 水漁機構は、広域委員会又は再生委員会の求めに応じ、当該広域委員会又は再生委員会の交付額の上限を提示することができるものとする。

(助成金の交付)

第6条 広域委員会又は再生委員会が運用通知第3の9-1の(3)のアの(イ)のaの(g)のiに定める助成金の交付申請を行う場合は、別記様式第3-7号の効率的な操業体制の確立支援事業費助成金交付申請書のほか、運用通知第3の9-1の(3)のアの(イ)のaの(d)のiiに定める効率的操業事業実施計画を承認する通知の写しを添えて水漁機構に提出するものとする。

- 2 水漁機構は、事業実施者から助成金の交付申請があった場合には、その内容を確認し、妥当と認めるときは、別記第3-8号により、助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。

- 3 事業実施者は、運用通知第3の9-1の(3)のアの(イ)のaの(g)のiiに定める精算払いについて、本事業終了後、水漁機構が定める期日までに別記様式第3-9号の助成金精算払請求書により、助成金の請求を行うものとする。

- 4 水漁機構は、事業実施者から提出のあった助成金精算払請求書の内容を審査した上で、別記様式第3-10号により本事業の助成金の額を確定し、助成金を支払うものとする。

(助成金の配分)

第7条 広域委員会又は再生委員会は、交付された助成金について、その分配方法について運用通知第3の9-1の(3)のアの(イ)のaの(g)のivに定める分配規程により、当該広域委員会又は再生委員会に属する漁業者・養殖業者に分配するものとする。ただし、広域委員会又は再生委員

会は、本事業の取組実績のない漁業者・養殖業者に助成金を分配することはできないものとする。

2 水漁機構は、必要に応じ前項の分配規程の提出を求めることができるものとする。

3 広域委員会又は再生委員会は、水漁機構より第1項の分配規程の提出を求められたときは、速やかに当該規程を水漁機構に提出しなければならない。

(助成金の不交付及び返還)

第8条 水漁機構は、広域委員会又は再生委員会が次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全部もしくは一部を交付せず、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

ア この要領に基づき水漁機構に提出した書類に虚偽の記載があった場合

イ この要領に基づく水漁機構に対する義務を怠った場合

2 1の助成金の返還は、水漁機構が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に助成金を返還しなければならない。

3 水漁機構が事業実施者に対し第1項の命令をしたときは、水漁機構は、その返還すべき助成金に係る納付期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(財産の管理等)

第9条 広域委員会又は再生委員会は、助成金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって適切な管理運営を行わなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 広域委員会又は再生委員会は、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年農林省令第18号）に定める処分制限期間内に、取得財産等について廃棄、目的外使用、売却、譲渡、交換、貸与、担保提供、その他の処分を行ってはならない。

(助成金の経理)

第11条 助成金の交付を受けた広域委員会又は再生委員会は、本事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して本事業の収支を記載し、助成金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 助成金の交付を受けた広域委員会又は再生委員会は、前項の収支について、支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、同項の帳簿とともに本事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

3 助成金の交付を受けた広域委員会又は再生委員会は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備し、保管するものとする。

(報告及び立入検査)

第12条 水漁機構は、この事業の実施について調査するために必要がある場合には、広域委員会又は再生委員会に対し、所要の事項について報告させ、又は広域委員会又は再生委員会の事務所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査することができるものとする。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(変更の届出)

第 1 3 条 広域委員会又は再生委員会は、住所及び名称並びに代表者の氏名に変更があったときには、別記様式第 3 - 11 号により遅滞なく水漁機構に届け出るものとする。

(その他)

第 1 4 条 この業務要領に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項については、水漁機構が定める。